

# 平成 31 年第 3 回農業委員会総会議事録

平成 31 年 3 月 1 日  
宮崎市農業委員会

1. 日 時 平成 31 年 3 月 1 日 (金)

午後 3 時 0 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第 16 号 農地法第 3 条許可について

議案第 17 号 農地法第 4 条許可について

議案第 18 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について

議案第 19 号 農地法第 5 条許可について

議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 21 号 宮崎市農業委員会事務局規程の改正 (案) について

[ 報 告 ]

報告第 15 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項第 7 号)

報告第 16 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項第 6 号)

報告第 17 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項本文)

報告第 18 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項本文)

報告第 19 号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第 20 号 相続等による権利移動について (農地法第 3 条の 3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	3 番 久保田 章 生	4 番 井 野 義 美
5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 越 定 光	7 番 松 元 明 彦
8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実	10 番 長 友 紘 子
12 番 川 越 正 彦	13 番 茜ヶ久保 加 代	14 番 持 原 義 信
15 番 小 倉 俊 博	16 番 片 上 英 行	17 番 比惠島 章 之
18 番 川 越 達 也	19 番 秋 山 広 美	20 番 前 田 峰 子
21 番 中 村 和 寛	23 番 井 田 勝 美	24 番 小 玉 利 光

5. 欠席委員

2 番 岡 武 義	11 番 川 崎 正 信	22 番 外 蘭 香
-----------	--------------	------------


6. 事務局出席者


局長	小八重 和 久	副主任兼農地調整係長	矢 野 勇 一
次 長	日 高 国 弘	農地調整係主任主事	岡 本 妙
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主事	加 野 歩 夢		
総務係主事	平 下 拓 実		


7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田美 

委員 苗ヶ久保加代 

委員 持原義信 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより平成 31 年第 3 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、2 番岡武義委員、11 番川崎正信委員、22 番外菌香委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、13 番茜ヶ久保加代委員、14 番持原義信委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（日高） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。

本日は 6 議案の審議をお願いいたします。

議案第 16 号農地法第 3 条許可については 13 件、議案第 17 号農地法第 4 条許可については 10 件、議案第 18 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更については 2 件、議案第 19 号農地法第 5 条許可については 15 件、議案第 20 号農用地利用集積計画の決定については 53 件、議案第 21 号宮崎市農業委員会事務局規程の改正（案）については 1 件、以上、審議件数は 94 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、14 万 7,368 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、12 万 2,893 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 16 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 44 番までを議題とします。

○事務局（岡本） 農地法第 3 条許可について説明します。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可

基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 43 番、44 番をごらんください。

関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件は新規就農者による申請です。先日の地区別連絡会にて新規就農者の紹介資料をお配りしておりますが、受人は、畜産農家である両親から営農を引き継ぐために、昨年 10 月に宮崎市に Uターンしており、4 カ月間、稲刈りや牛の世話、露地野菜の種まき等を経験してきました。申請地では、水稻、飼料米、露地野菜などを栽培する予定であり、2 月に税務署へ農業の開業届を提出し、今後は、繁殖牛、水稻、露地野菜、いずれかの業種を選択して営農を続けていく計画です。

本案件は、受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の 2 件の申請で受人の総経営面積が 5,002 平方メートルとなり、法第 3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2 ページから 3 ページの 49 番までを議題とします。

○事務局（岡本） 番号 47 番、48 番をごらんください。

関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件は交換の案件です。47 番の受人は、申請地に隣接する農地を数筆所有しております。自己所有地と申請地とを一体的に利用することにより、耕作の利便性が向上するため、本申請に至っております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページから4ページの51番までを議題とします。

○事務局（岡本） 番号51番をごらんください。

本案件は新規就農者による申請です。先日の地区別連絡会にて新規就農者の紹介資料をお配りしておりますが、受人は、平成27年5月から農家や農業法人で研修を受けており、現在は西都市の農業法人で主任をしております。今後は生産・加工・流通・販売まで自分でやっていきたいと考えるようになり、農業法人へ勤務しながら、個人でも営農を開始することとしました。申請地ではピーマンを栽培する予定であり、3年後には暖房機を稼働させ、収量を倍増させる計画です。

本案件は、受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が6,576平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○1番（日高委員） 51番の件ですけれども、登記簿上の地目が、原野、雑種地、山林等々があるわけですが、現況は畑というふうになっておりますが、登記簿上の地目が農地でない場合でも5反要件の範囲に入るのか、お尋ねしたいと思います。

○事務局（岡本） 51番の案件につきましてお答えいたします。

こちらの農地につきましては、全体的にハウスが建っております。登記は、原野また雑種地、山林等の部分があるんですけれども、そこを含めて現在ハウスが建っている状況でございます。農地法の場合は現況主義というのがございまして、登記上の地目が農地でなくても実際に農地として使っている場合には、農地法が適用される土地



になりますので、現在ハウスが建っていて農地として使用されていれば、5反要件の耕作面積の中に含まれるということでございます。以上です。

○1番（日高委員） ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの53番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、5ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可することに決しました。

議案第17号農地法第4条許可について、6ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第4条許可について説明いたします。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、

係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号8をごらんください。

申請人は、宮崎市佐土原町下那珂に本拠を置く畜産業を営む法人です。申請地は、宮崎市佐土原町下那珂にあります株式会社ホンダロック広瀬工場から東に約800メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を隣接する畜舎で飼育している牛の運動場として整備したく申請に及んだものです。申請地は、農業振興地域の農用地区域内に位置しておりますが、今般用途区分を農用地から農業用施設用地に変更しており、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途に供する場合」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、新たな造成などは行わず現状のまま利用し、雨水は地下浸透により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も満たしていることから、議案として上程しております。

なお、番号9につきましても、同様に、農業振興地域の農用地区域内の農地につきまして、用途区分を農業用施設用地に変更し、農業用倉庫を建築する申請となっております。

また、番号11につきまして、始末書付の案件となっておりますが、本案件は、農地法の許可を得ずに、杉の植林を行っていたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

なお、そのほかの案件におきましても、追認申請がございますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○1番（日高委員） 9番の件についてお尋ねしたいんですが、用途区分変更まで行って農業用倉庫を建てるということですが、この方の農業経営規模はどのくらいでしょうか。

○事務局（押川） 日高委員からの御質問にお答えいたします。

御質問の法人ですが、平成28年3月25日に認定農業者の認定を受けておる農業法人でございます。主にハウス4反で施設キュウリを栽培しており、そのほか、約5反程度水稲の栽培を行っているところです。現在、代表者の自宅に農業用倉庫を構えておりますが、トラクター5台、コンバイン、田植え機、そのほか、普通貨物車、普通トラック、軽ワゴン車3台があり、手狭になっているということで、今回申請を上げられたという内容になっております。以上です。

○1番（日高委員） ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、7ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 18 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について、9 ページを議題とします。

○事務局（押川） 事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者にかわって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が、変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号 4 をごらんください。

申請人は、宮崎市福島町 3 丁目に本拠を置く土木工事業などを行う法人です。本申請は、申請地を宮崎市土地開発公社発注の宮崎市防災支援拠点整備事業造成工事のための現場事務所などとして一時利用するため、平成 30 年 7 月 20 日付で平成 31 年 2 月 28 日を期限とし、農地転用の許可を受けましたが、工期が延長となったことから、2019 年 6 月 10 日まで期間の延長を申請するものです。

次に、番号 5 をごらんください。

申請人は、宮崎市大字本郷南方在住の個人です。本申請につきまして、宮崎市田野町甲の農地に「一般個人住宅」を建築する目的で農地法第 5 条の転用許可申請を行い、昭和 60 年 8 月 29 日に許可を得ております。許可後、住宅を建築する計画で所有権移転を行いましたが、勤務先が宮崎市内であり、通勤の利便性を考慮し、宮崎市花ヶ島町に居を構えたことから、許可を受けた土地での住宅建築を中断しました。今回、転用実行者を承継人に変更し、変更後の申請においても立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程したものです。

なお、転用申請につきましては、12 ページの議案第 19 号番号 52 で別途議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 19 号農地法第 5 条許可について、10 ページを議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、日高隆志委員の退室を求めます。

（1 番日高隆志委員退室）

○事務局（押川） 農地法第 5 条許可について説明いたします。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 42 をごらんください。

申請人のうち、渡人は西都市大字荒武在住の個人、受人は宮崎市佐土原町上田島在住の農家です。

本日、お手元に「農地法第 5 条許可資料」を配付しております。1 ページに位置図を、2 ページに航空写真を、3 ページに計画図を、4 ページに平面図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市佐土原町上田島にあります宮崎市立佐土原中学校から北西に約 2 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に牛舎などを整備したく申請に及んだものです。受人は、現在、西都市の畜産業を営む農業法人で働き、あわせて実家で畜産の手伝いをしており、今回、独立して経営するため、畜舎などを整備する計画となっております。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で「第 2 種農地」です。

牛舎及び堆肥舎は、床にコンクリート定盤を張り、全面に屋根をつけ、雨水が家畜排せつ物と混ざることによる汚水発生を防止しております。また、牛舎からのふん尿は敷きわらに吸着させた上で排出し、堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分

に講じられているものと考えております。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

次に、番号 43 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字芳士在住の農家、受人は宮崎市大字有田に本拠を置く土木工事業などを営む者です。申請地は、宮崎市大字新名爪にあります宮崎県立宮崎北高等学校から南に約 300 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を宮崎市上下水道局発注の下水道管布設工事のための仮設事務所などとして一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地は、過去に土地改良事業の対象となった農地であり、第 1 種農地と判断されますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、現状のまま利用し、新たな造成などは行わず、雨水は東側道路側溝に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

なお、そのほかの案件におきましても、追認申請がございますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

次に、番号 44 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市山崎町在住の農家、受人は宮崎市大島町在住の個人です。申請地は、宮崎市阿波岐原町にあります宮崎ガス本社から南西に約 500 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地は、農業振興地域の農用地区域内に位置しておりますが、現在、除外申請中がございます。なお、除外された後の農地区分につきましては、周辺農地の広がりから第 1 種農地と判断されますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防止し、雨水は自然浸透、汚水は公共下水道に接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。

なお、転用の許可につきましては、農業振興地域の農用地区域の除外の許可と同時に行う予定としております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

日高隆志委員の入室を求めます。

（1 番日高隆志委員入室）

○議長（松田） 次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第5条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号42番につきましては、3月13日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

○議長（松田） 議案第20号農用地利用集積計画の決定について、14ページから36ページまでの利用権設定分を議題とします。

同居の親族にかかわる案件がございますので、長友絃子委員の退室を求めます。

（10番長友絃子委員退室）

○事務局（平下） 議案第20号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、14ページの番号150番から36ページの番号190番までの41件でございます。内容といたしましては、使用貸借権の再設定が4件、新規設定が4件、賃借権の再設定が13件、新規設定が12件となっております。32ページの番号183番から36ページの190番までの8件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

長友絃子委員の入室を求めます。

（10番長友絃子委員入室）



○議長（松田） 次に、37 ページから 43 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（平下） 農用地利用集積計画の申出のうち所有権移転につきましては、37 ページの番号 191 番から 43 ページの番号 202 番までの 12 件でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 21 号宮崎市農業委員会事務局規程の改正（案）について、44 ページを議題とします。

○事務局（小谷） 土地改良法第 3 条によりますと、土地改良事業に参加する資格を有する者は、3 条資格者として、農用地の所有者、並びに貸借地については耕作者が原則となっております。

しかしながら、貸借地の場合、所有者等が農業委員会に申し出て、農業委員会が申出が相当であると決定し承認した場合にあっては、資格が交替することとなっております。

なお、この申出につきましては、交替の申出を受理した日から 7 日以内に承認するか否かを決定し、決定したなら遅滞なく公告し、申出者へ通知しなければならないとなっております。

このようなことから、44 ページにあります新旧対照表のとおり、「土地改良法第 3 条第 2 項の申出に関する事」を局長の専決事項として追加するものであります。

この土地改良法第 3 条第 2 項は、所有者と耕作者、両方の合意によって資格を交替すべき旨の申出があったものとなります。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○15 番（小倉委員） 内容がちょっと理解できなかったんだけど、かみ砕いて説明し

てもらえますか。

○事務局（小谷） 通常土地改良法は、土地改良事業参加者、土地改良区の組合員と呼ばれているものがあると思います。もともとは土地の所有者もしくは耕作者が3条資格者となっておりますが、原則的には、耕作者が3条資格者となっているところがほとんどだろうと思っております。所有権に基づく耕作というのは、もともと所有者が耕作しているので所有者が耕作者ですが、土地を借りて耕作しているのであれば、土地の所有者ではなくて、借りている方が耕作者になっています。そこがまず原則となります。

その中で、土地を借りて耕作している場合について、耕作者が3条資格者となりますが、耕作者が「組合員としては土地の所有者のほうがいい」と申し出て、土地の所有者もその申出を合意した場合については、双方合意をもって組合員の資格交替をするということになっております。申出については、農業委員会に申し出て、農業委員会で決定することとなっておりますが、この申出につきましては、両者からの合意をもって申し出ておりますので、局長専決により承認の可否決定を行なう旨の規程の改正を行なうものでございます。以上です。

○15番（小倉委員） 大体わかりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、決定することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（日高） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第15号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告についてでございます。その数4件でございます。

報告第16号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告についてでございます。その数32件でございます。

報告第17号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数2件でございます。

報告第18号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます。その数23件でございます。

報告第19号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてでございます。その数5件でございます。

報告第20号は、相続等による権利移動についてでございます。その数9件でございます。

なお、報告第15号、第16号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

報告第17号、第18号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、平成31年第3回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時43分閉会